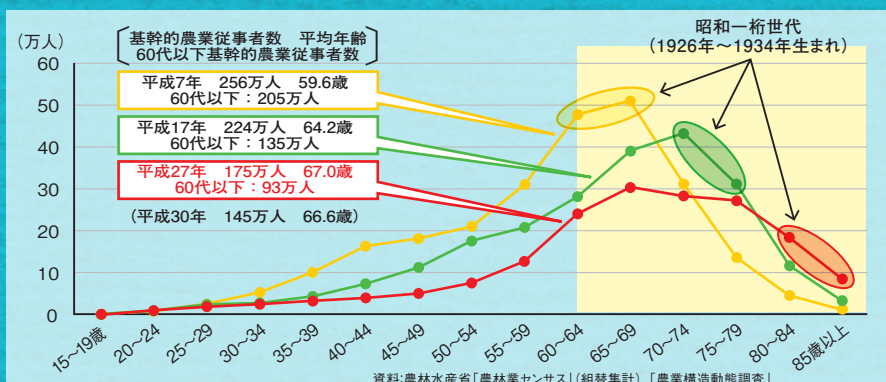


こんな事でお悩みなのは？



法人化に関する現在の状況

農業を支える基幹的農業従事者は年々高齢化し、今後一層の減少が見込まれていることから、担い手の確保が困難となり、農業の持続可能性が懸念される地域が発生する可能性があります。地域農業の支え手として、農業法人をはじめとした担い手の活躍が期待され、農業経営の法人化は、平成31年度には23,400法人と平成22年に比べて約4倍になるなど着実に進んでいます。



(注) 基幹的農業従事者とは、販売農家の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者(家事や育児が主体の主婦や学生等は含まない。)

法人化するとどうなるのか

法人化により、社会保険料の経済的な負担、従業員との意思疎通がより重要となるほか、事務的な負担が増えます。一方で、複式簿記の導入により計数管理の充実などによる対外信用力が向上し、資金の調達がしやすくなることが期待できます。

また、家族以外の従業員を雇用しようとする場合、事業の継続性が高いことや社会保険制度が充実するため人材の確保もしやすくなるなど様々な利点があります。

法人化は経営のゴールではなく、さらなる経営発展へのステップとして取り組んでみましょう。



これからの明るい農業の未来に向けて、皆さまをご案内いたします。

個人と法人の違いとは

		個人	法人	ポイント
経営・運営面	経営管理	家計と経営が分離されていないケースが多い	家計と経営が明確に分離され、経営管理が徹底される	
	対外信用力	経営者個人に対する信用力に限定	計数管理の充実、各種法定義務(経営報告など)を伴うため、金融機関や取引先に対する信用力が向上	複式簿記での記帳が義務化されるなど経理・申告事務が増加
			法人となることで、企業としてイメージが向上し、商品取引等が円滑化	取引金融機関からの資金調達が円滑化
	人材の確保・育成	社会保険制度が未整備な場合が多く、親族以外からの人材が確保しにくい	社会保険制度の整備により、外部から人材を確保しやすい	
	経営継承	個人名義の取引や契約の締結のため、代表者交代に伴う資産や契約関係の継承手続きが煩雑	法人名義の取引や契約の締結のため、代表者が交代しても事業資産の帰属や対外的な契約関係が継続	円滑な経営継承が可能
		後継者は親族中心	後継者を役員や従業員から確保しやすく、他の法人との合併等も可能	
制度面	税制面	累進課税の所得税が適用	定率課税の法人税が適用	個人に一定以上の所得規模がある場合は税負担が軽減
			所得の分配(役員報酬の給与と所得化など)による事業主自身への課税軽減	法人に利益がなくても都道府県民税(均等割)等の納税義務が発生
	社会保険制度	労災保険・雇用保険は、任意適用(注1)	労災保険・雇用保険は、強制適用(注2)	社会保険制度の充実により、外部からの人材を確保しやすい
		国民健康保険・国民年金に加入	健康保険・厚生年金保険は、強制適用(注3)	社会保険制度の導入に伴う事業主の負担が発生
			労働時間等の就業規則が整備されるなど、就業条件が明確化(注4)	福利厚生等の待遇改善により多様な人材確保の期待
	制度資金	制度資金(農業近代化資金、スーパーL資金等)の融資が受けられる	制度資金(農業近代化資金、スーパーL資金等)の融資限度額が拡大	資金により別要件がある(例:スーパーL資金の対象は認定農業者)
			農業法人投資育成事業を営む株式会社等(アグリビジネス投資育成株式会社など)からの出資が受けられる	

(注1) 常時雇用従業員が5人以上の場合は、強制適用

(注2) 農事組合法人(従事分量配当制)の場合において、組合員(出資者)は労災保険は特別加入(任意)、雇用保険は加入不可

(注3) 農事組合法人(従事分量配当制)の場合において、組合員(出資者)は国民健康保険及び国民年金に加入

(注4) 常時雇用従業員が10人以上の場合は、就業規則を定める必要